

居宅介護支援事業所 まつぞの

重要事項説明書及び同意書

令和 6 年 9 月 1 日

1.事業の目的

要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護支援専門員が適正な「居宅介護支援」（ケアプラン作成等）を提供する事を目的とします。

2.運営の方針

- ①利用者の心身の状況や環境を踏まえて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的に提供されるよう支援します。
- ②利用者の意志及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ち、公平中立に居宅介護支援を行います。
- ③事業の実施にあたっては、市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス（障害福祉制度の相談支援専門員など）との綿密な連携を図ります。
- ④虐待防止のため必要な体制の整備や、介護支援専門員に対し研修を実施する等の必要な措置を講じ、利用者の権利擁護を行います。
- ⑤介護保険等関連情報を活用して、根拠に基づいた支援を行いサービスの質の向上に努めます。

3.事業所の概要

①指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所まつぞの
所在地	岩手県盛岡市北松園4丁目36番75号
電話番号	019-662-6663
介護保険指定番号	0370101206
サービスを提供する地域	盛岡市・滝沢市

②職員体制

管理者(主任介護支援専門員) 1名 常勤・専従
業務内容 事業所の管理と居宅介護支援
介護支援専門員 1名以上 常勤・専従
業務内容 居宅介護支援

③営業時間

月曜日から金曜日	午前8時30分から午後5時15分まで
土曜日・日曜日・祝日	休業

*年末12月30日から1月3日、8月16日は休業とします。

休日・夜間等の電話は松園病院介護医療院に転送されます。(24時間対応)

お名前とお電話番号をお伝え下さい。介護支援専門員が折り返しご連絡を致します。

4.法人の概要

名称	医療法人共生会
代表者氏名	理事長 平澤 大
所在地	盛岡市西松園3丁目22-3

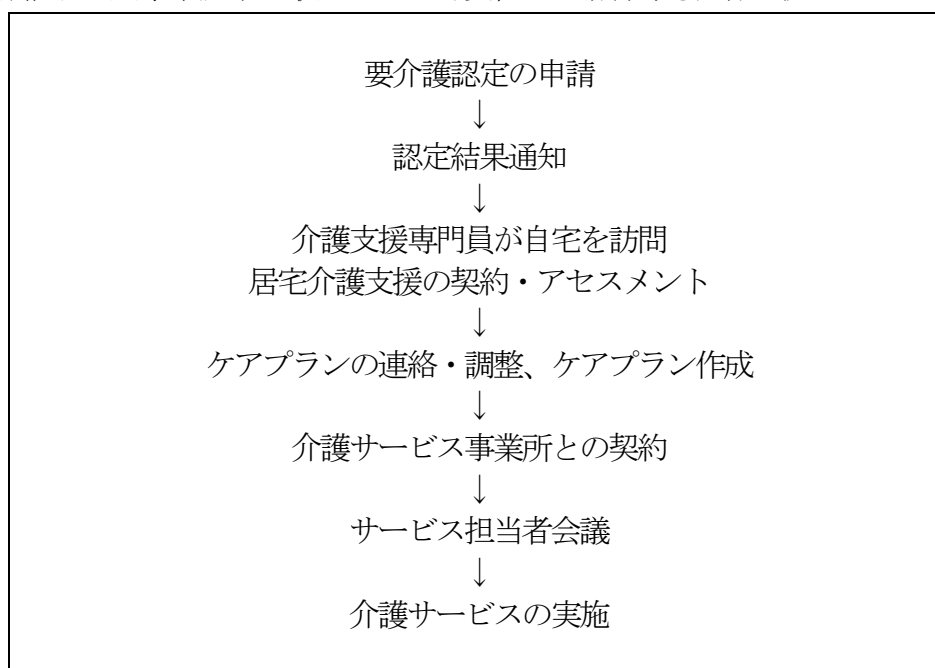
以下のとおり、医療・介護サービスの提供をしています。

医療機関	松園第二病院
介護サービス	松園病院介護医療院 訪問リハビリテーションまつぞの デイケアセンターまつぞの 訪問看護ステーションまつぞの デイケアセンター西まつぞの ショートステイまつぞの ケアステーションまつぞの
その他	サービス付き高齢者住宅「ハピネスまつぞの」

※決算に関する書類及び年次計画書については、申し出により開示いたします。

5.申し込みから介護保険サービス提供までの流れと主な内容

※更新認定時や、利用者の状態が大きく変化した場合等も同様の流れとなります。



※ 介護保険サービス利用中は、介護支援専門員が1か月に1回、自宅を訪問して利用者と面接をし、利用者やサービス状況の確認等を致します。

※ 利用サービスの変化等、必要時はサービス担当者会議を随時開催します。

※ サービス担当者会議は、テレビ電話等装置等を利用する場合があります。

※ サービス計画書等の説明・同意を電磁的方法で実施する場合があります。

6.ケアプラン作成の公正中立性の確保について

- ① 利用者は、担当介護支援専門員に、居宅サービス計画に位置付けるサービス事業所について、複数の事業所を紹介するよう求めることができます。
- ② 利用者は、担当介護支援専門員に対して、居宅サービス計画サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- ③ 居宅介護支援の開始に際し、前6か月間の事業所で作成された訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護が位置づけられたケアプランについて、それぞれ利用されているサービス提供事業所(上位3位まで)ごとのケアプラン数・割合等は別紙の通りです。

7.利用料金

①利用料

居宅介護支援にかかる費用は、介護保険から全額給付されますので、原則として、自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、自己負担が発生する場合があります。

居宅介護支援にかかる費用は以下の通りです。

基本料金	要介護1・2	10,860円／1ヶ月
	要介護3・4・5	14,110円／1ヶ月
特定事業所加算Ⅱ		4,210円／1ヶ月
初回加算		3,000円／1ヶ月
入院時情報連携加算Ⅰ		2,500円／1ヶ月
入院時情報連携加算Ⅱ		2,000円／1ヶ月
退院退所加算(Ⅰ)イ		4,500円／1ヶ月
退院退所加算(Ⅰ)ロ		6,000円／1ヶ月
退院退所加算(Ⅱ)イ		6,000円／1ヶ月
退院退所加算(Ⅱ)ロ		7,500円／1ヶ月
退院退所加算(Ⅲ)		9,000円／1ヶ月
緊急時居宅カンファレンス加算		2,000円／1ヶ月に2回まで
通院時情報連携加算		500円／1ヶ月
ターミナルケアマネジメント加算		4,000円／1ヶ月

※入院された場合に、医療機関から介護支援専門員の氏名・連絡先を聞かれることがあります。
担当介護支援専門員の名刺等をご提示下さい。

②交通費

利用者の居宅を訪問するにあたって、交通費は頂きません。

8.解約について

- ①利用者はいつでも解約をすることができ、解約料はかかりません。
- ②解約の際には事前にご連絡下さい。
- ③以下の場合には自動的に終了とします。
 - ・2年間サービス利用が無かった場合
 - ・要介護認定区分が自立又は要支援と認定された場合
 - ・介護保険施設等に入所した場合
 - ・利用者が介護認定の取り消しを行った場合
- ④事業所の職員に対して利用者、家族等から暴言・暴行等の著しい迷惑行為があった場合には、事業所から契約を終了させていただくことがあります。

9.個人情報の保護及び秘密保持について

- ①個人情報の使用につきましては、別紙にて詳細をご説明した上、利用者及び家族代表の方から同意書をいただきます。
- ②介護支援専門員は、職務上知り得た利用者様等の情報について秘密を保持し、従業員でなくなった後もこれらの秘密を保持します。
- ③個人情報についての訂正、開示、中止等の手続き、または苦情につきましては、管理者までご相談下さい。

10.サービスに関する苦情の受付について

- ①居宅介護支援事業所まつぞの
受付窓口・責任者
管理者（主任介護支援専門員） 関澤裕子
連絡先 019-662-6663
- ②医療法人共生会松園病院介護医療院
事務長 君島勝幸
連絡先 019-662-6111（松園病院介護医療院代表）
- ③各市町村の介護保険関係窓口
盛岡市介護保険課 019-651-4111
滝沢市高齢者支援課 019-684-2111
その他、利用者の保険者
- ④岩手県国民健康保険団体連合会
介護サービス相談・苦情窓口 019-604-6700

11.事故発生時の対応について

- ①居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、利用者の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②当事業所の責任により利用者様に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。
- ③但し、その損害の発生について、ご利用者様に故意又は明らかな過失が認められる場合には、事業所の損害賠償責任を減じることができるものとします。
- ④当事業所は「賠償責任保険」に加入しています。

12 虐待の防止について

- ①利用者の人権擁護、虐待を防止のため責任者を設置しています。
虐待防止責任者 関澤裕子(管理者)
- ②早期発見と適切な対応で虐待発生の防止に努めます。
- ③虐待が発生した場合には、地域包括支援センターに通報し連携して対応します。
- ④介護支援専門員は高齢者虐待防止に関する研修に継続的に参加しています。

13.身体的拘束等の適正化について

- ①利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- ②身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況を並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

14..感染症の予防及びまん延の防止について

松園病院介護医療院で開催される感染対策委員会に参加して、感染症防止対策に努めています。

15.介護支援専門員の質の向上について

採用後、介護支援専門員は継続的に居宅介護支援に関わる研修を受講しています。

16 その他、運営についての留意点

非常災害時や感染症の発生においても利用者に対する居宅支援の提供を継続するために、「業務継続計画」を策定しています。

(居宅介護支援説明同意書)

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面に基ついて重要な事項を説明致しました。

所在地	岩手県盛岡市北松園4丁目36番75号
名 称	居宅介護支援事業所まつぞの
説明者	介護支援専門員

私は、本書面により事業者からの居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、承諾いたしました。

利用者

氏名 _____

(代理人)

氏名 _____

本人との関係 _____